

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和3年11月8日 15時28分ごろ
発生場所	長崎県西海市橘島南西方沖の浅所（大村湾） 針尾港北防波堤灯台から真方位194° 2.5海里付近 （概位 北緯33° 00.7′ 東経129° 45.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート恵比須丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和3年11月15日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 恵比須丸、2.99トン
船舶番号、船舶所有者等	292-45041長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風速 約3.3m/s（最大瞬間風速 約9.4m/s）、視程 約50m 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の初期 西海市（江島・平島を除く）には、令和3年11月7日15時46分に強風注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、筏の設置作業で使用している浮子が流されたため、同浮子を回収する目的で、橘島南西方沖を低速力で南進した。 船長は、前方に流された2個の浮子と思われるものを認め、南進を続けていたところ、風雨が急に強くなって視界が悪化した。 視程が約50mの状況下、船長は、本船が橘島南西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に向かって航行していることに気付かずに航行を続け、本件浅所に座洲した。 船長は、主機のクラッチを前後進に切り替えて本件浅所からの離礁を試みたものの、離礁することができなかつたので、親族に救助を要請した。 本船は、後日、船長の知人等の協力により本件浅所から引き出された。 船長は、早く浮子を回収しようと気象情報を入手せずに出港した。
分析	本船は、強風注意報が発表されている状況下、流された浮子を回収する目的で南進中、雨により視程が約50mに制限されたが、船長が早く浮子を回収しようと航行を続けたことから、視界不良で本件浅所に向かう針路で航行していることに気付かず、本件浅所に座洲したも

	のと考えられる。
原因	本インシデントは、強風注意報が発表されている状況下、本船が、流された浮子を回収する目的で南進中、雨により視程が約50mに制限されたが、船長が早く浮子を回収しようと航行を続けたため、視界不良で本件浅所に向かう針路で航行していることに気付かず、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 視界が制限され、レーダーやGPSプロッター等の船位を確認する航海計器が使用できない場合は、漂泊して天候の回復を待つか、他船による伴走等を依頼すること。・ 船長は、出港する際、気象情報を入手し、自船の堪航性を考慮して出航の可否を判断すること。